

◎新潟県告示第195号

河川の浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の指定の一部改正（令和8年2月10日新潟県告示第98号）の一部を次の表のように改正する。

令和8年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項の規定により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。</p> <p>その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。</p> <p><u>なお、令和8年2月10日新潟県告示第98号は、廃止する。</u></p> <p>1 洪水浸水想定区域を定める河川</p> <p>2 (略)</p>	<p>水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項の規定により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。</p> <p>その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。</p> <p>1 洪水浸水想定区域を定める河川 <u>信濃川水系 栖吉川</u></p> <p>2 (略)</p>